

平成 23 年 7 月 11 日



讀賣テレビ放送の区域外再放送に関して『大臣裁定』を申請 経過措置としてデジタル再放送を実施見通し

ケーブルテレビ運営会社の『株式会社ひのき・キューテレビ』（代表取締役：檜 悟、本社：徳島県板野郡北島町、資本金：2 千万円、以下「当社」）は、ケーブルテレビにおける讀賣テレビ放送株式会社（以下「よみうりテレビ」）の再放送について、旧有線テレビジョン放送法第 13 条 3 項に基づき、平成 23 年 6 月 21 日に大臣裁定の申請を行いました。

これにより、総務省において大臣裁定の審議が開始されれば、経過措置としてよみうりテレビ放送のデジタル再放送を実施する見通しです。

当社としては、徳島県における区域外波視聴の歴史に鑑み、他の地域における区域外再放送とは異なり、徳島県にとってのよみうりテレビは「モアチャンネル」ではなく、四国放送と同様に「必須」のチャンネルであると主張し続けてきました。

平成 23 年 7 月 24 日のアナログ放送完全停波を控え、県民の利益を護り、「当然あるべきものがなくなる」という混乱を招かないように、このたび、よみうりテレビのデジタル放送再放送について大臣裁定を申請したものです。

《本発表についての問合せ先》

株式会社ひのき（キューテレビ）

徳島県板野郡北島町江尻字妙蛇池 27-8

電話 088-698-0811

Fax 088-698-3978

e-mail core@cue.tv